

資料編

資料編

1 策定経緯

1	令和5年9月21日	印西市第2次基本計画策定基本方針策定
2	令和6年3月19日	総合計画審議会 ・印西市第2次基本計画の策定について
3	令和6年4月26日	地域別対話会 ・ふれあい文化館
4	令和6年4月27日	地域別対話会 ・印旛公民館／中央公民館
5	令和6年4月29日	地域別対話会 ・コスモスパレット
6	令和6年7月10日	総合計画策定本部会議 ・印西市第2次基本計画の策定状況について
7	令和6年7月30日	総合計画審議会 ・印西市第2次基本計画の策定状況について
8	令和6年7月31日	中学生会議 ・市の魅力や将来都市像実現に向けた取組など
9	令和6年8月31日	市民会議 ・市の魅力や将来都市像実現に向けた取組など
10	令和6年9月20日から 10月6日まで	若者向けアンケート実施 ・若者視点での市の魅力や課題及び転出意向の把握
11	令和7年1月27日	総合計画策定本部 ・印西市第2次基本計画の策定状況について
12	令和7年3月19日	総合計画審議会 ・印西市第2次基本計画の策定状況について
13	令和7年7月9日	総合計画策定本部会議 ・印西市第2次基本計画の進捗状況について
14	令和7年7月28日	総務企画常任委員会勉強会 ・印西市第2次基本計画について
15	令和7年7月30日	総合計画審議会 ・印西市第2次基本計画の進捗状況について
16	令和7年8月3日	こどもタウンミーティング ・市の魅力や理想のまちづくりを検討
17	令和7年9月22日	総合計画審議会 ・印西市第2次基本計画－骨子案と今後の予定について－
18	令和7年9月24日	総合計画策定本部 ・印西市第2次基本計画－骨子案と今後の予定－
19	令和7年9月29日	全員協議会 ・印西市第2次基本計画－骨子案と今後の予定－
20	令和7年12月15日	総合計画審議会 ・印西市第2次基本計画（素案）と今後の予定について
21	令和7年12月18日	総合計画策定本部／全員協議会 ・印西市第2次基本計画（素案）について
22	令和8年1月5日から 1月23日まで	印西市第2次基本計画（素案）に係る市民意見公募手続（パブリックコメント）及び 市民説明会
23	令和8年2月5日	総合計画審議会 ・印西市第2次基本計画（素案）に係る市民意見公募手続（パブリックコメント）への 対応について
24	令和8年2月6日	総合計画策定本部 ・印西市第2次基本計画（素案）に係る市民意見公募手続（パブリックコメント）への対応について
25	令和8年2月10日	印西市第2次基本計画（案）に対する答申
26	令和8年2月10日	総合計画策定本部 印西市第2次基本計画の決定

② 印西市第2次基本計画策定基本方針

印西市第2次基本計画策定の趣旨

本市では、市の最上位計画である総合計画を昭和47(1972)年に初めて策定してから、6度目となる「印西市総合計画」を令和3(2021)年3月に策定しています。

現総合計画は、計画期間を「令和3年度から令和12年度」の10年間とし、「基本構想」において、将来都市像を『住みよさ実感都市 ずっと このまち いんざいで』と定め、5つの政策を掲げています。この「将来都市像」の実現に向けて、「第1次基本計画」で30施策を設定し、計画的なまちづくりを進めてきました。

この度、総合計画の前期5年間にあたる「第1次基本計画」が令和7年度をもって終了することに伴い、引き続き、将来都市像の実現に向け、本市のまちづくりを総合的・計画的に進めていくため、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする「第2次基本計画」を策定します。

印西市第2次基本計画策定における基本的視点

本計画の策定にあたっては、次の基本的視点に基づき作業を進めるものとします。

(1) 第1次基本計画の検証を踏まえた継続性

基本構想に定める将来都市像の実現に向けて、前期計画である第1次基本計画の取組について行政評価による十分な検証を行い、課題の整理や施策を見直し、継続性及び実効性のある計画を策定します。

(2) 社会状況の変化や市民ニーズに対応した計画づくり

国のデジタル技術を活用した地方創生の推進やSDGsに象徴される持続可能な社会経済の発展など、国・県の動向及び市を取り巻く社会状況の変化に対応するとともに、各種市民参加手続きを活用し、多様化している市民ニーズを的確に捉えた計画づくりを進めます。

(3) 持続可能な行財政経営の推進と実現性の確保

社会保障関係経費や公共施設の維持管理費の増加とともに、近い将来見込まれる人口減少を見据え、持続可能な行財政経営を確保しつつ、活力あるまちづくりの推進に向けた実現性の高い計画を策定します。

策定体制

本計画の策定体制は次のとおりとします。

(1) 市議会

計画策定においては、基本構想の策定又は変更を伴わないため、議会への上程は行いませんが、計画案については全員協議会・常任委員会等において説明するなど、市民の代表である議会との十分な意見交換に努めます。

(2) 総合計画審議会

印西市総合計画審議会条例に基づき設置する附属機関で、市長の諮問に応じ、計画策定に関する事項について、調査及び審議をします。審議会は、知識経験を有する者、公募により選出された市民により委員15人以内で組織します。

(3) 市民参加

策定にあたっては、市民の意見等を広く取り入れるため、市民会議などの市民の意見を把握する機会を設けるとともに、市民説明会や市民意見公募(パブリックコメント)などの市民参加手続を取り入れるものとします。また、令和4(2022)年度に実施した市民満足度・重要度調査(市民アンケート)における今後の施策に対する要望等を計画に反映します。

(4) 庁内体制

総合計画策定本部を最高意思決定機関とした全庁的な策定体制を構築します。

また、円滑に策定を進めるため、必要に応じて既存の庁議を活用します。

①策定本部

市長・副市長・教育長・各部の長で構成し、総合計画策定についての最高意思決定機関として、計画全般の審議及び決定を行います。

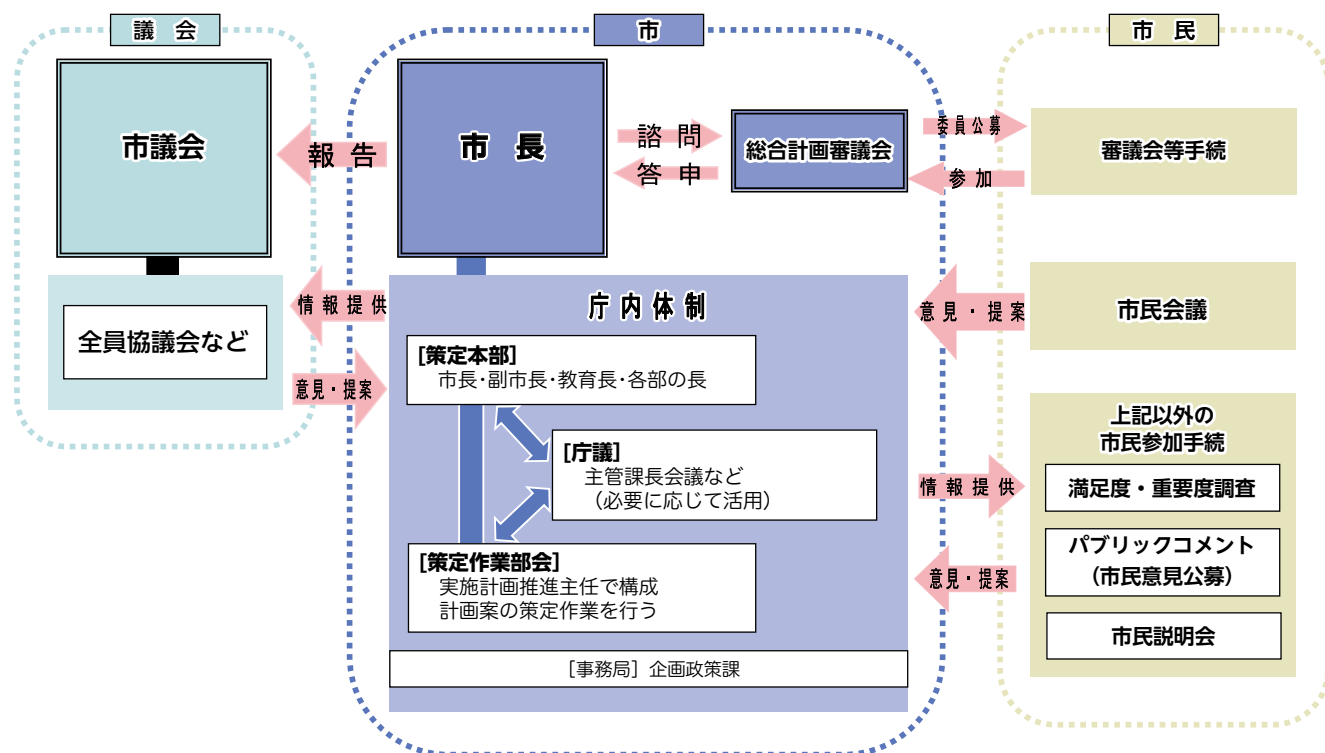
②主管課長会議等

原則、既存の庁議を活用し、総合計画の作成について、組織横断的な調整を行います。

③策定作業部会

原則、実施計画推進主任で組織し、具体的な計画の作成・調整及び必要な資料・データの収集等を行います。

図表：策定体制図



③ 関係条例

印西市基本構想の策定に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市が総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、まちづくりの最も基本的な指針となる印西市基本構想(以下「基本構想」という。)を策定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本構想の策定等)

第2条 市は、まちづくりの理想像(以下「将来都市像」という。)の実現に向けて、基本構想を策定するものとする。

2 基本構想は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市が目指す将来都市像
- (2) まちづくりの基本的な方針
- (3) 土地利用に関する基本的な方針
- (4) その他まちづくりに関する基本的な事項

3 基本構想の期間(以下「構想期間」という。)は、おおむね10年とし、当該基本構想において定めるものとする。

(基本構想の変更)

第3条 市は、社会情勢等の変化に伴い、基本構想の内容及び構想期間を見直す必要が生じたときは、構想期間内であっても、当該事項を変更することができる。(市民等の意見の反映)

第4条 市は、基本構想を新たに策定し、又は変更するときは、印西市市民参加条例(平成20年条例第14号)の例により同条例第2条第2号に規定する市民等の意見を積極的に反映するよう努めるものとする。

(議会の議決)

第5条 市は、基本構想を新たに策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。ただし、基本構想の趣旨の変更を伴わない軽微な変更の場合はこの限りでない。

(公表)

第6条 市は、基本構想を新たに策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

印西市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、印西市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、印西市総合計画に関する事項について、調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、知識経験を有する者及び公募により選出された市民のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画財政部企画政策課で処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年3月19日条例第17号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月26日条例第5号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月28日条例第16号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日条例第10号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月15日条例第25号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月25日条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の印西市総合計画審議会条例（以下「新条例」という。）の規定により印西市総合計画審議会の委員（以下「委員」という。）として委嘱するための必要な手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 新条例の規定により委員として新たに委嘱された者の任期は、この条例の施行の際現に委員である者の残任期間に相当する期間とする。

4 この条例の施行の際現に改正前の第3条第2項第4号の規定により委嘱されている委員は、引き続き新条例第3条第2項に規定する公募により選出された市民として委嘱された委員とみなす。

附 則(平成22年3月17日条例第32号)

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

4 印西市総合計画審議会委員名簿

印西市第2次基本計画策定期間に在任した印西市総合計画審議会委員は下記のとおりです。

委員名	所属	備考
篠田 道雄	印西市農業委員会会長	
坂巻 栄一	印西市商工会会長	
小幡 和男	印西市商工会会長	
野々村 浩明	印西市町内会自治会連合会会長	副会長
武田 好子	印西市民生児童委員協議会会長	
大内 美弥子	印西市民生児童委員協議会会長	
海老原 稔	印西市高齢者クラブ連合会会長	
齋藤 雅	印西市高齢者クラブ連合会会長	
青柳 和江	印西市女性の会会長	
片倉 恵美子	印西市女性の会会長	
渡辺 敏雄	印西市スポーツ協会副会長	
吉村 彰	東京電機大学名誉教授	会長
青木 和浩	順天堂大学スポーツ健康科学部教授	
熊谷 公	いんば学舎松虫施設長	
烏田 育英	いんば学舎統括施設長	
岸本 誠	株式会社千葉ニュータウンセンター事業企画部長	
伊藤 亘	株式会社千葉銀行印西支店長	
宮之脇 賢	株式会社千葉銀行印西支店長	
大竹 たまい	元市立保育園園長	
石澤 美代子	元市立保育園園長	
嶋田 孝雄	市民（公募）	
小林 正一	市民（公募）	
菰岡 翼	市民（公募）	
田淵 雄也	市民（公募）	

※役職等は答申時点
※順不同

5 諮問・答申

諮問

印西企第 6 3 5 号

令和 6 年 3 月 1 9 日

印西市総合計画審議会

会長 吉村 彰 様

印西市長 板 倉 正 直

印西市第 2 次基本計画の策定について（諮問）

印西市総合計画審議会条例（昭和 57 年条例第 18 号）第 2 条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問内容

印西市第 2 次基本計画の策定について

2 諮問理由

市では、令和 3 年度からの 1 0 年間を計画期間とする印西市総合計画を策定し、基本構想において、将来都市像を「住みよさ実感都市 ずっと このまち いんざいで」と定め、この実現に向けて第 1 次基本計画に基づき計画的なまちづくりを進めてまいりました。

この第 1 次基本計画の計画期間が、令和 7 年度をもって終了することに伴い、これまでの成果や課題を検証し、市民ニーズや社会状況の変化を踏まえながら、引き続き将来都市像の実現に向けた計画的なまちづくりを進める必要があります。

つきましては、令和 8 年度からの印西市第 2 次基本計画の策定について御審議いただきたく、諮問いたします。

答申

令和8年2月10日

印西市長 藤代 健吾 様

印西市総合計画審議会
会長 吉村 彰

印西市第2次基本計画の策定について（答申）

令和6年3月19日付け印西企第635号で当審議会に諮問のありましたこのことについては、下記のとおり答申します。

記

- 1 印西市第2次基本計画（案）を妥当と判断します。
- 2 基本計画における各施策の実施にあたっては、多様化・複雑化する市民ニーズや社会情勢、周辺地域の状況等を的確に把握し、データに基づく施策・事業の評価及び改善を継続的に実施することで、基本構想の実現に向けて着実に推進していただきたい。
- 3 新たに策定した経営戦略において、行政経営と都市経営の好循環により地域資源を最大限に活用し、「選ばれるまち」を目指して着実に施策を推進していただきたい。
- 4 市街化区域での開発が概ね完了し、従来のような大規模な住宅開発による人口増加が見込まれない中、今後の人口動向に注視し、人口増減の影響を加味した持続可能なまちづくりを進めていただきたい。

以上



⑥ 市民会議・中学生会議の概要

市民会議 開催概要

市民会議は、社会の状況が大きく変化する中で、統計データやアンケート調査だけではなく、市民の意見を直接収集し、第2次基本計画の策定の基礎資料とすることを目的としています。「印西市ってどんなまち？」をテーマに、現行計画の5つの政策分野ごとにまちの魅力や課題、まちの未来の姿のキャッチフレーズを考え、意見交換を行いました。

開催日	令和6年8月31日（土）
開催時間	13時30分～15時30分
開催場所	イオンモール千葉ニュータウン 3F イオンホール
募集対象	市内在住の18歳以上の方
募集方法	無作為抽出により、市民1,000人に案内状を送付
参加者	54名
内容	①まちの魅力や課題「印西市ってどんなまち？まちの魅力や課題を考えてみよう！」 ②まちのこれから「印西市の理想の未来像 今後も印西市に住み続けるために10年後、印西市はどんなまちになってほしい？」

会議の風景



中学生会議 開催概要

中学生会議は、中学生の視点からまちの魅力や課題を考えてもらい、若い世代ならではの将来都市像を市のまちづくりに取り入れることを目的としています。市内在住の中学生が参加し、「まちの魅力」、「まちの課題」、「まちの未来の姿」を話し合いました。

開催日	令和6年7月31日（水）
開催時間	14時～16時
開催場所	印西市役所別館1階 農業委員会会議室
募集対象	市内在住の中学生
募集方法	市内の各中学校から推薦
参加者	33名
内容	①まちの魅力・課題「印西市ってどんなまち？まちの魅力や課題を考えてみよう！」 ②まちの未来の姿「2050年のまちの姿はどのようにあってほしい？」

会議の様子



7 用語解説

あ行	
ICT（アイシーティー）	インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー（情報通信技術）の略。インターネットなどの通信ネットワークを活用して、情報を収集・処理・共有・活用するための技術や仕組みの総称です。電子メールやSNS、オンライン会議システムなど、デジタル化された情報をやり取りするさまざまなサービスに利用されています。
アピアランスケア	医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアです。がんの治療と学業や仕事との両立を可能とし、治療後も同様の生活を維持するうえで、治療に伴う外見変化に対する医療現場におけるサポートの重要性が認識されています。
医療的ケア児	人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことを指します。
印西地区環境整備事業組合	印西市、白井市、栄町で構成される広域行政組織で、地域のごみ処理や墓地・火葬場・平岡自然の家の運営などを行っています。
インクルーシブ	「包摂的な」「包括的な」という意味で、年齢、性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、全ての人が排除されず、社会の構成員として支え合う理念です。障がい者と健常者が共に学ぶ教育（インクルーシブ教育）や誰もが働きやすい職場、多様な人が利用できる遊具・施設など、共生社会の実現に向けた取り組みがなされています。
いんざいカーボンニュートラル・チャレンジ2050	2050年までに本市全体でカーボンニュートラルの実現を目指す計画です。
印西市ゼロカーボンシティ宣言	2050年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」に挑戦する宣言です。
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念です。
AED（エーイーディー）	オートメיתיッド・エクスターナル・ディフィブリレーター（自動体外式除細動器）の略。心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器です。
SNS（エスエヌエス）	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。オンライン上でユーザーが相互につながり、文章、写真、動画などで自己表現やコミュニケーション促進するためのサービスです。
X（エックス）	旧 Twitter。情報発信や地域情報共有のツールとして本市でも活用されます。
温室効果ガス	温室効果をもたらす気体で、二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素などがあります。
か行	
カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、実質的にゼロにする取組です。本市では再生可能エネルギーの導入や温室効果ガス削減施策を通じて達成を目指しています。
かかりつけ医	病気の時に固定的に利用する地域の身近な診療所などや薬局。医師・歯科医師・看護師・薬剤師などのスタッフによる継続的な健康状態の観察が期待できるとともに、顔なじみの関係の構築により、健康問題や病気について気軽に相談しやすいといった利点があります。
GIGAスクール構想	1人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校ICT環境を整備・活用することによって、教育の質を向上させ、全てのこどもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することを目的としています。
義務的経費	毎年度発生する経常的経費の中でも、法的に支出が義務付けられ任意に削減できない極めて硬直性が強い経費のことです。職員給与等の人件費、生活保護費等の扶助費、地方債の元利償還金である公債費が該当します。
基幹的農業従事者	農業を主な職業として営む人を指します。本市では高齢化や担い手不足対策の参考になります。
休耕農地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地です。

グリーンインフラ	自然の多様な機能を活用した社会資本であり、将来にわたり持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくり及びウェルビーイング向上に貢献するものです。
経常収支比率	税などの一般財源を経常的経費にどれくらい充当しているかをみるもので、この比率が高いほど財政構造が弾力性を失っていることを示します。
経常的経費	人件費や扶助費、公債費(義務的経費)のほか、物件費(賃金、委託料など)、公共施設保全のための維持補修費などのうち、毎年度固定的にかかる経費のことを指します。
KPI(重要業績評価指標)(ケーピーアイ)	キーパフォーマンスインディケーターの略。事業・戦略の経過と目標達成度を的確かつ定量的・可視的に測定・評価するために設定する基準指標です。
健康寿命	健康上の問題で行動を制限されることなく日常生活を送れる期間のことで、寿命から介護を要する期間を除いたものです。
合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときのこどもの数に相当します。
公債費	行政機関が公債(借金)の元金・利息の返済のために必要とする経費です。
交通空白地域	本計画では、①市街化調整区域、②バス停留所300m圏外、③鉄道駅1km圏外、④デマンド交通対象区域外の4条件を交通空白地域と定義しています。
コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながらこどもたちの豊かな成長を支え「地域とともに歩む学校」を推進する仕組みのことで、
さ行	
財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てる基金です。
サウンディング調査	自治体が所有する土地や建物の利活用について、民間事業者の意見や新たな事業提案を聞く手法です。
市街化区域	都市計画区域を2つに区分して、既に市街地になっている区域や計画的に市街地にしていく区域(市街化区域)と、市街化をおさえる区域(市街化調整区域)を定めています。
市街化調整区域	都市計画区域内で、市街化の抑制を図る区域です。
自主防災組織	町内会・自治会などを単位とする地域住民が連携し防災活動を行う組織。大規模災害の初動期から避難所運営などの地域防災の中心的役割を担っていただくことが期待されています。
自主防犯組織	地域住民が自主的に治安維持活動を行う組織です。本市では防犯パトロール隊によるパトロール活動を推進しています。
シティプロモーション	地域の魅力を地方自治体が「営業」し、地域のイメージ向上やブランドの確立を目指し、観光客の増加、転入者の増加などにより経済効果を高めて地域活性化につなげる取組です。
社会保障関係経費	年金、医療保険、介護保険、雇用保険、生活保護などの社会保障制度に係る国民の生活を支える費用です。
職住近接	仕事と住居の場所が近い都市構造です。
職住分離	仕事と住居の場所が異なる都市構造です。
新クリーンセンター	ごみの適切処理を維持するための本市吉田地区に建設する次期中間処理施設を指します。
生成AI	テキスト、画像、音声などを自律的に生成できるAI技術の総称です。
た行	
地域コーディネーター	地域コミュニティを支援するため、地域の多様な主体を支えつなげる役割を担う人を指します。
地域包括ケアシステム	高齢者や障がい者が地域で生活できるよう、医療・介護・福祉・行政が連携する仕組みです。本市でも多職種協働で支援しています。
地方交付税	全国的に一定の行政水準を確保するために、国が地方自治体に交付する財政支出で、普通交付税と特別交付税があります。

投資的経費	地方自治体の財政支出のうち、公共施設の建設など、将来の投資として行われる支出(費用)です。
特定目的基金	財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てる基金です。
都市近郊型農業	都市周辺で営まれる農業で、露地野菜や施設野菜の割合が高いのが特徴です。
な行	
成田スカイアクセス線	北総線と同じ線路を使用して、成田空港駅から都営浅草線の西馬込駅(大田区)や京急空港線の羽田空港駅(大田区)などを結ぶアクセス特急を運行しています。
農家人口	農業に従事する世帯員の人口です。本市では都市近郊型農業の持続性や農業人口の変化を把握する指標として使います。
農地中間管理事業	営農が出来なくなった人(高齢化や後継者不在など)から、農地中間管理機構(農地バンク)が農地をまとめて借り受け、地域の担い手に貸し付けることで、農地を有効に活用する仕組みです。
は行	
PDCA サイクル	計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)の4段階を繰り返すことで施策や業務を改善する手法です。
BPR (ビーピーアール)	ビジネス・プロセス・リエンジニアリングの略。現在の業務プロセスを詳細に調査・分解し、サービスの質の向上や人的リソースの活用等の面からどのような問題点があるかを徹底的に分析して、業務プロセスそのものの再構築を図ることを指します。
扶助費	地方自治体の財政支出のうち、生活保護費など、社会保障制度の一環として、現金・物品を問わず、対象者に対して支給される経費です。
普通交付税	地方交付税の主体となるもので、毎年度、各地方自治体において、基準財政需要額が基準財政収入額を上回る場合にその差額が国から交付されます。本市は普通交付税不交付団体に該当します。
フリースクール	学校に通えない子どもや学習に困難を抱える子どもが自主的に学べる場です。本市では学習支援や社会参加の機会として利用できます。
文化財	人々の文化活動の結果として生み出された文化的価値を有するものです。文化財保護法では文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」、「伝統的建造物群」と定義し、これらのうち国などから指定・選定・登録されたものが重点的に保護されています。
ペーパーレス	紙の使用を減らし、電子化によって業務効率化やコスト削減を行うことです。本市では市民への窓口対応、職員の業務、会議におけるタブレット端末の活用に取り組んでいます。
放課後等デイサービス	障がいのある児童が放課後や長期休暇に通う施設です。学習支援や生活能力向上を図ります。
や行	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のことを指します。
ら行	
ロボッチャ [®]	ロボットを使った教育・遊びプログラムです。本市ではICT教育や地域のこども向け体験事業に活用しています。
ロボティクス	ロボットの設計・製作・制御の研究を行う「ロボット工学」のことです。ものづくりやサービスなどの分野でのロボットの活用が進められています。
わ行	
ワンターミナル化	交通や物流の拠点を一つのターミナルに集約することで、効率化や利便性向上を図ることです。成田空港では、現在ある第1・第2・第3ターミナルを将来的に1つの新ターミナルに統合する旨を盛り込んだ「新しい成田空港構想」が取りまとめられています。

8 市民憲章

印西市民憲章

わたくしたちの印西は、
ゆうゆうと流れる利根川、
水鳥飛び交う印旛沼、手賀沼に囲まれ、
緑豊かな田園と新旧の街並みが織り成す
調和のとれた美しいまちです。

わたくしたちは、先人の築いた歴史と伝統を受け継ぎながら、
輝かしい未来に向かって、
一人ひとりが主役となる元気なまちをつくるためにこの憲章を定めます。

- 1 美しいふるさとに誇りを持ち、環境にやさしいまちをつくります。
- 1 互いに助け合い、お年寄りや子どもを大切にし、安全で安心なまちをつくります。
- 1 とともに学び、教養を高め、文化の薫り高いまちをつくります。
- 1 スポーツに親しみ、健康で明るいまちをつくります。
- 1 働くことを喜びとし、進んで地域に参加する、活力のあるまちをつくります。

市の花 コスモス



市の木 サクラ



市の鳥 メジロ



市の魚 ナマズ



印西市第2次基本計画

発行日 令和8年3月

発 行 印西市企画財政部企画政策課

〒270-1396 千葉県印西市大森2364-2

電話 0476-42-5111(代)

